

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移

(鹿児島労働局)

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最低賃金未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法5条(改正 法適用の場 合:法4条)違 反 事業場数	違反率	最賃額を 知っている	金額は知らない が適用されるこ とは知っている	最賃が適用 されることを 知らなかった	監督実施事業 場の労働者数	最低賃金未 満労働者数	最賃未満労 働者の比率
	件	件	%	%	%	%	人	人	%
平成7年	306	40	13.07	42.50	57.50	0.00	7,017	270	3.85
平成8年	261	27	10.34	14.80	74.10	11.10	4,638	104	2.24
平成9年	275	44	16.00	38.60	52.30	9.10	5,453	160	2.93
平成10年	283	40	14.13	17.50	77.50	5.00	5,220	166	3.18
平成11年	253	46	18.18	26.10	67.40	6.50	4,787	154	3.22
平成12年	255	23	9.02	17.40	78.30	4.30	4,591	109	2.40
平成13年	282	41	14.54	31.70	65.90	2.40	4,984	146	2.90
平成14年	168	11	6.55	27.27	72.73	0.00	2,039	29	1.42
平成15年	109	7	6.42	28.57	71.43	0.00	3,034	18	0.59
平成16年	201	16	7.96	18.75	56.20	25.00	3,716	99	2.66
平成17年	163	7	4.29	42.86	57.14	0.00	1,351	15	1.11
平成18年	121	4	3.31	25.00	50.00	25.00	714	8	1.12
平成19年	280	22	7.86	40.91	54.55	4.55	4,733	53	1.12
平成20年	265	11	4.15	27.27	63.64	9.09	3,781	34	0.90
平成21年	154	7	4.55	28.57	57.14	14.29	1,997	23	1.15
平成22年	201	5	2.49	20.00	80.00	0.00	3,032	8	0.26
平成23年	193	11	5.70	27.27	72.73	0.00	1,445	40	2.77
平成24年	177	12	6.78	33.33	66.67	0.00	1,265	47	3.72
平成25年	113	9	7.96	22.22	77.78	0.00	838	25	2.98
平成26年	132	10	7.58	20.00	80.00	0.00	1,241	33	2.66
平成27年	119	14	11.76	35.71	57.14	7.14	1,412	59	4.18
平成28年	143	15	10.49	46.67	53.33	0.00	1,739	44	2.53
平成29年	192	39	20.31	64.10	35.90	0.00	2,495	103	4.13
平成30年	154	20	12.99	55.00	45.00	0.00	1,940	72	3.71
平成31年	198	28	14.14	53.60	42.80	3.60	1,991	172	8.64
令和2年	167	20	11.98	60.00	25.00	15.00	1,638	47	2.87
令和3年	191	19	9.95	68.40	26.30	5.30	1,793	59	3.29
令和4年	181	17	9.39	41.18	47.06	11.76	1,604	40	2.49
令和5年	136	17	12.50	82.35	11.76	5.88	1,206	74	6.14

【法違反事業場の認識状況の割合については、四捨五入しているため、トータルが100%にならない場合がある。】  
 【表中の「法」とは、最低賃金法のことである。なお、平成20年7月1日改正法施行】